

庁舎等の在り方に関する提言書（案）

令和3年11月

志布志市庁舎等の在り方検討委員会

1 はじめに

平成30年12月に「志布志市本庁舎移転基本方針」が策定された（令和元年5月改訂）。当該方針において、段階的移転計画が示され、管理部門等の移転を短期計画として、本庁舎全体の移転及び新庁舎建設等を中長期計画として、それぞれ位置付けられるとともに、中長期計画については、調査検討委員会を設置し、調査・研究を行うこととされたところである。

このようなことから、令和2年8月に本市の将来像を実現するための適切な庁舎等の在り方を検討するため、志布志市庁舎等の在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）が設置された。

検討委員会は、これまで6回の会議を開催し、本庁機能の段階的な移転と新庁舎の建設を含めた今後の庁舎等の在り方について調査し、及び検討してきた。

その結果に基づき、庁舎等の在り方について、その方向性を示す提言を行うものである。

2 会議の開催状況等

検討委員会の会議の開催状況は、次の表のとおりである。

区 分	概 要
令和2年度	第1回 日 時 令和2年8月21日（金）13：30～15：30 場 所 志布志庁舎5階会議室 内 容 ・ 正副委員長の選出（委員長：鯨坂委員 副委員長：片野田委員） ・ 趣旨説明（本庁舎移転基本方針と検討委員会の設置） ・ 庁舎の現状、問題点等
	第2回 日 時 令和2年11月20日（金）13：30～15：05 場 所 志布志庁舎5階会議室 内 容 第1回会議の意見を踏まえ、本庁機能の集約・市長部局の集約・産業構造による分庁方式の3つの例を示し、更なる検討を行う。
	第3回 日 時 令和3年2月5日（金）13：30～14：45 場 所 志布志庁舎4階庁議室 内 容 これまでの会議を踏まえ、本庁機能全体の移転に係る意見の取りまとめの検討を行う。

区 分	概 要
令和3年度 第1回	日 時 令和3年5月21日（金）13：30～ 場 所 志布志庁舎1階会議室 内 容 新庁舎の建設について5つの視点（①今後の庁舎の在り方②新庁舎の位置③新庁舎の規模④新庁舎の機能性⑤新庁舎建設に係る財源）で検討を行う。
第2回	日 時 令和3年8月27日（金）13：30～15：30 場 所 志布志庁舎4階庁議室 内 容 前回会議の意見を踏まえ、今後の庁舎の在り方を含めた新庁舎の建設について、検討を行う。
第3回	日 時 令和3年11月5日（金）13：30～ 場 所 志布志庁舎4階庁議室 内 容 これまでの会議を踏まえ、新庁舎の建設に係る意見の取りまとめを行うとともに、提言書の作成を行う。

3 検討結果

検討委員会においては、中長期的な視点で令和2年度に「本庁機能全体の移転」を、令和3年度に「新庁舎の建設等」をそれぞれ検討した。

(1) 本庁機能全体の移転について（中期的な視点）

検討委員会において、更なる市民サービスの向上を図るため、段階的に有明庁舎にある本庁の課を志布志庁舎へ移転することや市長部局と各行政委員会を含めた集約、分散等行政機能の効率化を図る上で、現庁舎の中でどのような配置がいいのか、庁舎の現状や課題、その解決策を踏まえた上で議論した。

各課の詳細な業務内容を把握していないことから、具体的な配置までの検討には至らなかったが、本庁機能全体の移転について、次のとおり提言します。

- 産業構造に応じた分庁方式の検討を行うこと。
- 大規模な増築、別館建設等の新たな庁舎整備は行わず、志布志庁舎、松山庁舎及び有明庁舎を有効に活用すること。ただし、これらの庁舎で十分な市民サービスの提供が担保されることを条件とする。
- 本庁機能を集約する場合は、市民サービスの低下を招かず、市民の利便性に支障がないことを確認し、志布志庁舎周辺の民間施設等を必要最

小限の経費で整備することにより利活用を図ること。

- 行政のデジタル化を踏まえ、時代の変化に対応した市民サービスの向上と行政機能の効率化を図ること。
- 建築物の税法上の減価償却に係る耐用年数は、建築物本来の物理的な耐用年数より短いことを踏まえ、耐用年数が経過したから建て替えるということではなく、全ての設備を入れ替える等の大規模な改修をして、現庁舎を使い続けるなど、様々な選択肢を考えながら議論していくこと。
- 地震、津波等の大規模災害に備え、救助活動や災害復旧活動の拠点としてのそれぞれ庁舎の機能が維持されるよう対策を講じること。
- 人口減少、少子高齢化等を踏まえ、人口や職員の数に応じた規模の庁舎とし、更なる市民サービスと市民の利便性の向上を図るための本庁機能の移転とすること。

(2) 新庁舎の建設について（長期的な視点）

検討委員会において、新庁舎の建設を検討するに当たって、志布志市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンによる20年後・40年後の人口減少を踏まえた将来的な新庁舎の建設の具体的なイメージができないことから新庁舎の機能等の具体的な検討までには至らず、今後の庁舎の在り方を中心に議論した。

将来的に新庁舎を建設するのか又は現庁舎の大規模な改修をするのか、この2つの選択肢を同時に並行して検討していく必要があると考える。いずれにしても、時代の潮流を捉え、将来世代の負担にならないようにするための検討をする必要がある。

これらを踏まえ、新庁舎の建設について、次のとおり提言します。

- 将来的な本庁方式への移行を見据え、職員数の減少に対応するための行政組織の再編、行政機能の効率化に努めるとともに、本庁以外の庁舎の窓口充実を図ること。
- 庁舎を含め、他の公共施設の複合化・集約化を検討することとし、各地域コミュニティ協議会の意見を踏まえた上で、将来的な方針を決定すること。

- 将来的な新庁舎の建設に当たっては、市民の意見を聞く機会を設けること。
- 将来的な新庁舎の建設に当たっては、人口減少、行政の手續のデジタル化等を踏まえた上で、過大なものとならないようにすること。
- 将来的な新庁舎の建設に当たっては、市民交流スペース、防災拠点機能その他機能との複合化を図り、庁舎と一体的に整備することにより、国の補助金を活用するとともに、併せて庁舎周辺の整備を行うことにより、市民の利用に利便なものであること。
- 新庁舎の位置については、利用する市民の交通アクセスを勘案し、高速道路や都城志布志道路のインターチェンジ付近とすることや中心市街地や商店街の活性化を図ること等を含めて、まちづくりの拠点として、総合的に検討していくこと。
- 新庁舎の建設及び現庁舎の大規模改修を目的とする基金を早期に設置し、当該基金への積立を開始することにより、将来世代の負担の軽減を図ること。

4 最後に

検討委員会においては、本庁機能全体の移転と今後の庁舎の在り方を含めた新庁舎の建設について、市民目線で検討してきたが、今後の市政を運営するに当たり、この提言が判断材料の1つとなることを期待するとともに、将来的に新庁舎建設の議論が行われる際には、検討委員会の提言も十分に参酌していただき、本市の将来的な適切な庁舎の在り方の一助となることを望みます。

志布志市庁舎等の在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の将来像を実現するための適切な庁舎等の在り方を検討するため、志布志市庁舎等の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において「庁舎等」とは、本庁舎及び各支所庁舎（これらに附属する施設、設備等を含む。）並びにこれらの敷地をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 本庁機能の段階的な移転について調査し、及び検討すること。
- (2) 庁舎等の現状及び課題の分析を行い、新庁舎の建設を含めた今後の庁舎等の在り方について調査し、及び検討すること。
- (3) 前2号の調査及び検討を行った結果に基づき、庁舎等の在り方について、その方向性を示す提言を行うこと。

(組織)

第4条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者等
- (3) 公募により選任された者又はその他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年8月21日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和3年12月31日限り、その効力を失う。

志布志市庁舎等の在り方検討委員会委員名簿

区分		委員
1	委員長	鹿児島大学 理工学研究科（工学系） 教授 鯨 坂 徹
2	副委員長	鹿児島大学 法文学部 准教授 片野田 拓 洋
3	委員	志布志市校区公民館連絡協議会 畑 山 昭 俊
4		志布志市認定農業者会 吉 國 政 信
5		株式会社 志布志まちづくり公社 福 田 快 文
6		志布志市港湾振興協議会 （志布志サイロ株式会社 代表取締役社長） 井 沼 正 典
7		志布志市P T A連絡協議会 田 代 雅 美
8		特定非営利活動法人 三方良 下曾小川 省 一
9		公益財団法人 新大隅青年会議所 嶽 野 拓 郎
10		社会福祉法人 志布志市社会福祉協議会 有 馬 美津枝
11		子育て世代 崎 田 三 奈
12		移住者 田 川 貴 雄